

参考資料 8 業種選定に関する資料

(1) 評価手順の具体的事例

各指標の評価フローに沿って、実際に適合性を評価する手順を、中国の輸出実績からみた輸出成長型品目を例に説明する。

- ① 表の第一列は「品目コード」、第二列は「1981年の輸出実績」、第三列は「1986年の輸出実績」である。これらが実測データで、これをもとに評価作業を行う。
- ② 表に掲載した63品目の合計から、1981年から1986年にかけて、輸出金額は2.94倍になっている。これが「平均値」である。表の第四列は各品目の「増加倍率」である。これが「平均値」を下回る品目は「C」と評価する。
- ③ 各品目の「増加倍率」の分布を正規化する。すなわち、品目別増加倍率と統計的 평균値（中央値）との差（表中の第五列）をとり、さらにこれを標準偏差で除した値が、「正規化した値」（前述のフローでは「Zスコア」と名付けており、表中では第六列にある）である。
- ④ このZスコアが1.00を超えるものは、統計的にみて明らかに他の品目から突出していることを示している。増加倍率が全品目の平均値を上回る品目を、Zスコアが1.00以上であるか、それ以下であるかによって、前者を「A」、後者を「B」と評価する。
- ⑤ こうして63品目を「A」、「B」、「C」の三つのランクに分けて評価した結果が表中の第七列である。前述の選定評価フローは、すべて同様の方法によっている。

輸出成長型業種選定の手順実例(1)

品目	輸出1981年	輸出1986年	輸出伸び率 (86/81)	左列-中央値	左列/標準偏差	評価
00	62,694	119,201	1.90	-1.97	-0.42	C
01	62,178	173,974	2.80	-1.08	-0.23	C
02	13,192	21,997	1.67	-2.21	-0.47	C
03	62,421	172,360	2.76	-1.11	-0.24	C
04	49,420	310,554	6.28	2.41	0.52	B
05	141,190	384,048	2.72	-1.15	-0.25	C
06	25,209	44,531	1.77	-2.11	-0.45	C
07	48,148	163,365	3.39	-0.48	-0.10	C
08	15,097	146,047	9.67	5.80	1.25	A
09	8,948	25,313	2.83	-1.05	-0.22	C
11	4,035	27,012	6.69	2.82	0.61	B
12	5,921	14,545	2.46	-1.42	-0.30	C
21	15,299	42,736	2.79	-1.08	-0.23	C
22	70,459	197,920	2.81	-1.07	-0.23	C
23	753	608	0.81	-3.07	-0.66	C
24	2,124	6,733	3.17	-0.70	-0.15	C
25	25	514	20.56	16.69	3.59	A
26	76,080	402,043	5.28	1.41	0.30	B
27	34,709	104,774	3.02	-0.86	-0.18	C
28	59,296	83,007	1.40	-2.47	-0.53	C
29	66,876	170,736	2.55	-1.32	-0.28	C
32	61,311	159,209	2.60	-1.28	-0.27	C
33	811,831	1,106,415	1.36	-2.51	-0.54	C
34	99	800	8.08	4.21	0.90	B
41	125	30	0.24	-3.63	-0.78	C
42	14,428	40,286	2.79	-1.08	-0.23	C
43	211	253	1.20	-2.68	-0.58	C
51	50,122	143,637	2.87	-1.01	-0.22	C
52	56,406	132,675	2.35	-1.52	-0.33	C
53	42,578	43,538	3.46	-0.41	-0.09	C
54	42,036	118,056	2.81	-1.07	-0.23	C
55	17,188	37,930	2.21	-1.67	-0.36	C
56	125	3,520	28.16	24.29	5.22	A

輸出成長型業種選定の手順実例(2)

品目	輸出1981年	輸出1986年	輸出伸び率 (86/81)	左列-中央値	左列/標準偏差	評価
57	9,876	53,675	5.43	1.56	0.34	B
58	8,051	20,172	2.51	-1.37	-0.29	C
59	27,765	52,783	1.90	-1.97	-0.42	C
61	14,939	22,302	1.49	-2.38	-0.51	C
62	8,035	29,694	3.70	-0.18	-0.04	C
63	4,976	13,485	2.71	-1.16	-0.25	C
64	26,467	68,543	2.59	-1.28	-0.28	C
65	447,665	1,477,297	3.30	-0.57	-0.12	C
66	63,766	111,056	1.74	-2.13	-0.46	C
67	87,713	57,597	0.66	-3.22	-0.69	C
68	41,502	90,457	2.18	-1.69	-0.36	C
69	90,971	194,320	2.14	-1.74	-0.37	C
71	11,501	25,898	2.25	-1.62	-0.35	C
72	56,840	57,690	1.01	-2.86	-0.61	C
73	10,951	20,959	1.91	-1.96	-0.42	C
74	13,994	26,747	1.91	-1.96	-0.42	C
75	979	15,104	15.43	11.55	2.48	A
76	14,571	87,123	5.98	2.11	0.45	B
77	32,535	65,879	2.02	-1.85	-0.40	C
78	17,527	36,524	2.08	-1.79	-0.38	C
79	22,619	51,374	2.27	-1.60	-0.34	C
81	10,382	16,535	1.59	-2.28	-0.49	C
82	23,691	37,698	1.59	-2.28	-0.49	C
83	14,470	54,117	3.74	-0.13	-0.03	C
84	311,287	1,024,324	3.29	-0.58	-0.13	C
85	37,840	115,603	3.06	-0.82	-0.18	C
87	6,413	13,586	2.12	-1.76	-0.38	C
88	21,770	38,534	1.77	-2.10	-0.45	C
89	196,309	436,709	2.22	-1.65	-0.35	C
90	150,180	2,105,326	14.02	10.14	2.18	A
計	3,676,111	10,819,470	2.94			

⑤ 地域資源は

原料供給体系より可能性がありそうな業種をピックアップ

あれば評点はA (=1.0)

なければ評点はC (=0)

⑥ 合作項目

青島市の外資企業との合作希望から作成

地域資源と同様

⑦ 臨空港型 (臨空港)

臨空港型工業の抽出から

空輸率大の課程 A (=1.0)

中 " B (=0.5)

小 " C (=0) と評点をつける

⑧ 先端産業の抽出

日本の通産省等が挙げている先端産業に該当するもの A (=1.0)

非該当 C (=0)

⑨ 労働集約度

日本の工業立地原単位調査報告書 (1985年) より、すべての課程 (中分類) を Zスコアになおし

$Z \geq 1.0$ → 評点A (=1.0)

$1 > Z \geq 0$ → 評点B (=0.5)

$Z < 0$ → 評点C (=0) とする。

⑩ 臨海部立地率

昭和40~昭和45年までの積算で埋立地取得面積の%を Zスコアになおし、労働集約度と同じ手順を行った。

参考表 前回調査 業種別青島地区への投資形態

(上段：実数、下段：%)

業種 項目	投 資 形 態							
	合弁会社	合作会社	子会社	委託加工	新設買付	技術提携	その他	回答企業数
食 料 品	7	3	-	11	1	5	2	19
	36.8	15.8	-	57.9	5.3	26.3	10.5	
織 維	-	-	-	1	1	2	-	2
	-	-	-	50.0	50.0	100.0	-	
衣 服	1	1	-	2	-	-	1	3
	33.3	33.3	-	66.7	-	-	33.3	
木 材	-	-	-	2	-	-	-	2
	-	-	-	100.0	-	-	-	
家 具	1	-	2	-	1	2	-	4
	25.0	-	50.0	-	25.0	50.0	-	
紙・パルプ	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	
化 学	5	2	2	1	1	4	1	10
	50.0	20.0	20.0	10.0	10.0	40.0	10.0	
石 油・石 炭	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	
ゴ ム	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	
窯 業・土 石	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	
鉄 鋼	1	-	-	-	-	-	-	1
	100.0	-	-	-	-	-	-	
一 般 機 械	-	-	-	3	-	2	-	3
	-	-	-	100.0	-	66.7	-	
電 気 機 械	7	-	7	7	1	7	2	19
	36.8	-	36.8	36.8	5.3	36.8	10.5	
輸 送 用 機 械	1	1	-	2	-	4	-	4
	25.0	25.0	-	50.0	-	100.0	-	
精 密 機 械	-	-	-	-	-	1	-	1
	-	-	-	-	-	100.0	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	23	7	11	29	5	27	6	68
	33.8	10.3	16.2	42.6	7.4	39.7	8.8	

資料：(財)日中経済協会

(2) 中国の輸入比率、輸出の伸び (86/81年)

万元

品目	81年輸出	86年			輸入比率 (1-E/I) (%)	81~86年 輸出伸び率 (倍)
		輸出 (E)	輸入 (I)	輸出入差 (I-E)		
第0類 食料品および動物	488,497	1,561,390	557,299	△ 1,004,091	—	3.20
00 動物 (生きているもの) (主として食用のもの)	62,694	119,201	4,239	△ 114,962	—	1.90
01 鳥獣肉類およびその調整品	62,178	173,974	3,161	△ 170,813	—	2.80
02 酪農品および鳥卵	13,192	21,937	17,041	△ 4,956	—	1.67
03 魚介類およびその調整品	62,421	172,360	16,361	△ 155,999	—	2.76
04 穀物およびその調整品	49,420	310,554	339,179	28,625	8.4	6.28
05 野菜および果実	141,190	384,048	19,665	△ 364,383	—	2.72
06 糖類およびその調整品ならびにはちみつ	25,209	44,531	75,076	30,545	40.6	1.77
07 コーヒー、茶、ココア、香辛料 およびこれらの製品	48,148	163,365	40,317	△ 123,048	—	3.39
08 飼料 (粉砕してない穀物を除く)	15,097	146,047	33,844	△ 112,203	—	9.67
09 その他の食用の生産品および調整品	8,948	25,313	8,416	△ 16,897	—	2.83
第1類 飲料およびたばこ	9,956	41,557	60,497	△ 18,940	—	4.17
11 飲料	4,035	27,012	6,252	△ 20,760	—	6.69
12 たばこ	5,921	14,545	54,244	39,699	73.1	2.46
第2類 食用に適しない原材料 (鉱物性燃料を除く)	325,615	1,009,070	1,093,004	83,934	7.67	3.10
21 原皮および毛皮 (仕上げをしてないもの)	15,299	42,736	26,531	△ 16,205	—	2.79
22 採油用の種、ナットおよび核	70,459	197,920	21,893	△ 176,027	—	2.81
23 生ゴム (合成ゴムおよび再生ゴムを含む)	753	608	93,346	92,738	99.3	0.81
24 コルクおよび木材	2,124	6,733	231,381	224,648	97.0	3.17
25 パルプおよび紙	25	514	77,637	77,123	99.3	20.56
26 織物用繊維およびそのくず	76,080	402,043	368,659	△ 33,384	—	5.28
27 肥料およびその鉱物	34,709	104,774	12,817	△ 91,957	—	3.02
28 金属鉱および金属くず	59,296	83,007	232,916	149,909	64.4	1.40
29 その他の動物性または植物性の原料	66,876	170,736	27,825	△ 142,911	—	2.55
第3類 鉱物性燃料、潤滑油、これらに類するもの	873,240	1,266,995	178,444	△ 1,008,551	—	1.45
32 石炭、コークスおよびれん炭	61,311	159,209	30,392	△ 128,817	—	2.60
33 石油、石油製品および関連資料	811,831	1,106,415	129,659	△ 976,756	—	1.36
34 天然ガスおよび製造ガス	99	800	691	△ 109	—	8.08
35 電力	—	570	17,702	17,132	96.8	570
第4類 動物性または植物性の油脂とろう	14,764	40,569	71,951	31,382	43.6	2.75
41 動物油脂性	125	30	7,476	7,446	99.6	0.24
42 植物油脂性	14,428	40,286	63,697	23,411	36.8	2.79
43 動物性または植物性の加工油脂およびろう	211	253	768	535	67.9	1.20
第5類 化学工業生産品	224,139	605,986	1,314,397	708,411	53.9	2.70
51 有機化合物	50,122	143,637	290,521	146,884	50.6	2.87
52 無機化合物	56,406	132,675	122,835	△ 9,840	—	2.35
53 染料、なめし剤、顔料、塗料 および充てん剤	12,570	43,538	58,856	15,318	26.0	3.46
54 医薬品	42,036	118,056	55,504	△ 62,552	—	2.81
55 精油、香料、化粧品、洗剤およびみがき料	17,188	37,930	10,827	△ 27,103	—	2.21
56 肥料	125	3,520	252,341	248,821	98.6	28.16
57 火薬類	9,876	53,675	194	△ 53,481	—	5.43
58 人造プラスチック	8,051	20,172	452,168	431,996	95.5	2.51
59 その他の化学工業生産品	27,765	52,783	71,150	18,367	25.8	1.90

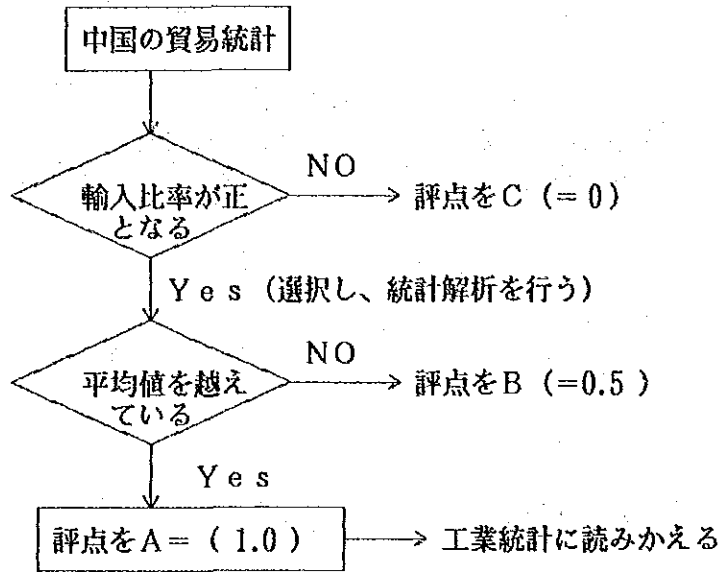
品目	81年輸出	86年			輸入比率 (I-E/I) (%)	81~86年 輸出伸び率 (倍)
		輸出 (E)	輸入 (I)	輸出入差 (I-E)		
第6類 原料別製品	786,034	2,064,750	3,909,267	1,844,517	47.2	2.63
61 革、革製品および仕上げされた毛皮	14,939	22,302	47,901	25,599	53.4	1.49
62 ゴム製品	8,035	29,694	7,648	△ 22,046	-	3.70
63 コルク製品および木製品 (家具を除く)	4,976	13,485	70,003	56,518	80.7	2.71
64 紙、板紙およびこれらの製品	26,467	68,543	194,896	126,353	64.8	2.59
65 織物用繊維の糸、織物および繊維製品	447,665	1,477,297	565,900	△ 911,397	-	3.30
66 その他の非金属鉱物製品	63,766	111,056	127,397	16,341	12.8	1.74
67 鉄鋼	87,713	57,597	2,354,552	2,296,955	97.6	0.66
68 非鉄金属	41,502	90,457	370,290	279,833	75.6	2.18
69 その他の金属製品	90,971	194,320	170,680	△ 23,640	-	2.14
第7類 機械および輸送用機械	181,518	387,297	5,878,853	5,491,556	93.4	2.13
71 原動機および部品	11,501	25,898	204,252	178,354	87.3	2.25
72 特定産業用機械	56,840	57,690	2,540,934	2,483,244	97.7	1.01
73 金属加工機械	10,951	20,959	279,633	258,674	92.5	1.91
74 一般産業用機器とその部品	13,994	26,747	439,552	412,805	93.9	1.91
75 事務用機器と自動式データ処理機	979	15,104	194,726	179,622	92.2	15.43
76 通信機器、放送受信機、音声録音、再生機器	14,571	87,123	487,459	400,336	82.1	5.98
77 他の電気機器	32,535	65,879	412,315	346,436	84.0	2.02
78 道路走行車輛	17,527	36,524	741,525	705,001	95.1	2.08
79 その他の輸送用機器	22,619	51,374	578,458	527,084	91.1	2.27
第8類 雑製品	622,161	1,737,106	653,453	△ 1,083,653	-	2.79
81 室内衛生用品、暖房器具および照明器具	10,382	16,535	13,796	△ 2,739	-	1.59
82 家具	23,691	37,698	13,971	△ 23,727	-	1.59
83 旅行用具	14,470	54,117	666	△ 53,451	-	3.74
84 衣類およびその付属品	311,287	1,024,324	4,815	△ 1,019,509	-	3.29
85 はき物	37,840	115,603	594	△ 115,009	-	3.05
87 光学機器類、医療用機器、精密機器類	6,413	13,586	378,858	365,272	96.4	2.12
88 写真用の装置および機器；光学用機器；時計	21,770	38,534	113,319	74,785	66.0	1.77
89 その他の雑製品	196,309	436,709	127,433	△ 309,276	-	2.22
第9類 特殊取扱品	150,180	2,105,326	1,269,165	△ 836,161	-	14.02
合計	3,676,104	10,820,047	14,986,330	4,166,283	27.8	2.94

(3) 空輸型工業と空輸率

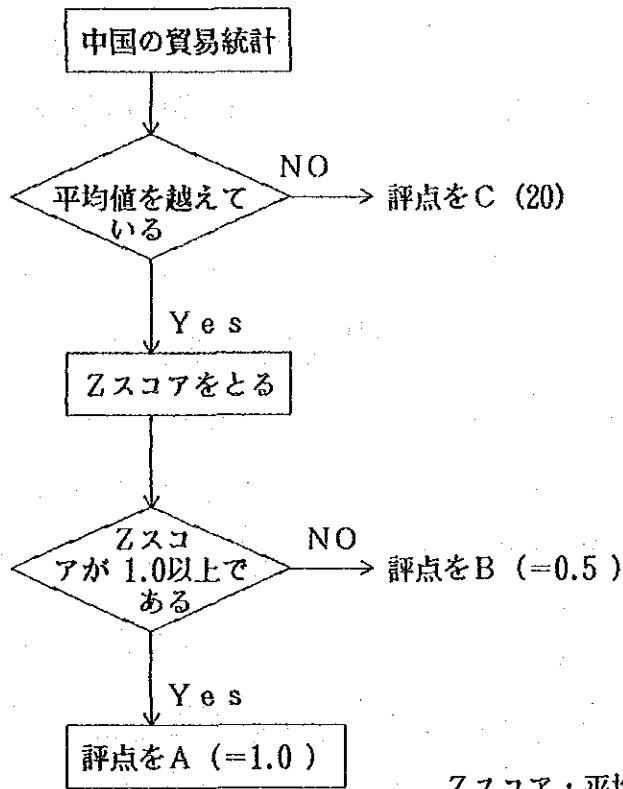
	空 輸 率		
	大	中	小
18~19 食料品・たばこ製造業			182 水産食料品製造業
20 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)		206 メリヤス製造業	201 糸業 204 織物業 209 その他の繊維工業
21 衣服・その他の繊維製品製造業	214 毛皮製衣服身のまわり品製造業	211 外衣製造業 212 中衣、下着製造業 215 その他の衣服、繊維製品身のまわり品製造業	
26 化学工業		266 医薬品製造業 269 その他の化学工業	
29 なめしかわ・同製品・毛皮製造業	297 袋物製造業		291 なめし皮製造業 293 かわ製はきもの用材料、同付属品製造業 294 かわ製はきもの製造業
30 窯業・土石製品製造業			301 ガラス、同製品、製造業 304 陶磁器、同関連製品製造業
34 一般機械器具製造業		344 金属加工機械製造業 348 事務用、サービス用民生用機械器具製造業	347 一般産業用機械装置製造業 349 その他の機械部品製造業
35 電気機械器具製造業	355 電子応用装置製造業 357 電子機器、通信機器用部品製造業	351 発電用、送電用、配電用、産業用電気機械器具製造業 353 電球、電気照明器具製造業 354 通信機械器具、同関連機械器具製造業 356 電気計測器製造業	359 その他の電気機械器具製造業
36 輸送用機械器具製造業	365 航空機、同付属品製造業		361 自動車、同付属品製造業 362 鉄道車輛、同部品製造業
37 精密機械器具製造業	376 眼鏡製造業 377 時計、同部分品製造業	371 計量器、測定器、分析機器、試験機製造業 373 医療用機械器具、医療用品製造業 375 光学機械器具、レンズ製造業	
39 その他の製造業	391 貴金属製品製造業 394 ペン、鉛筆、絵画用品、その他の事務用品製造業	395 装身具、装飾品、ポタシ、同関連品製造業	392 楽器、レコード製造業 393 がん具、運動競技用具製造業 396 プラスチック製品製造業
空 輸 型 工 業			

(4) 各指標の評価フロー

① 輸入代替



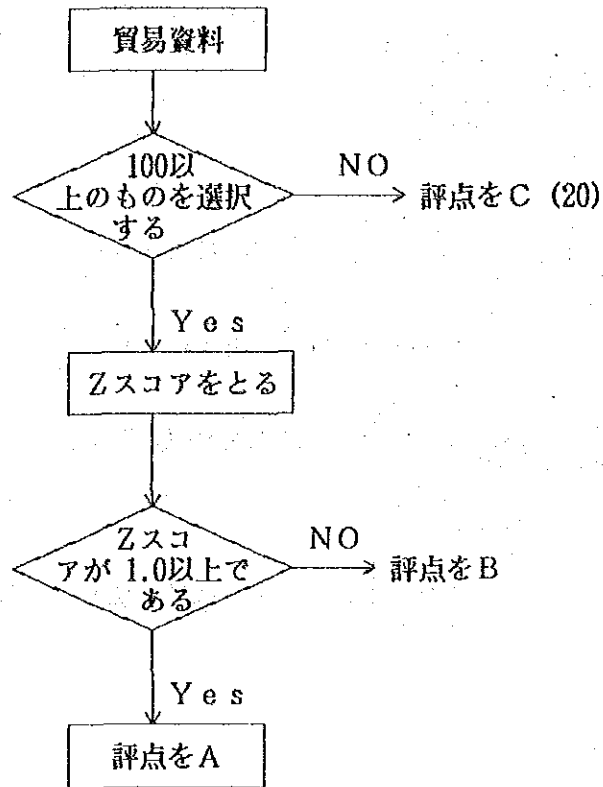
② 輸出成長型



Zスコア：平均値 0

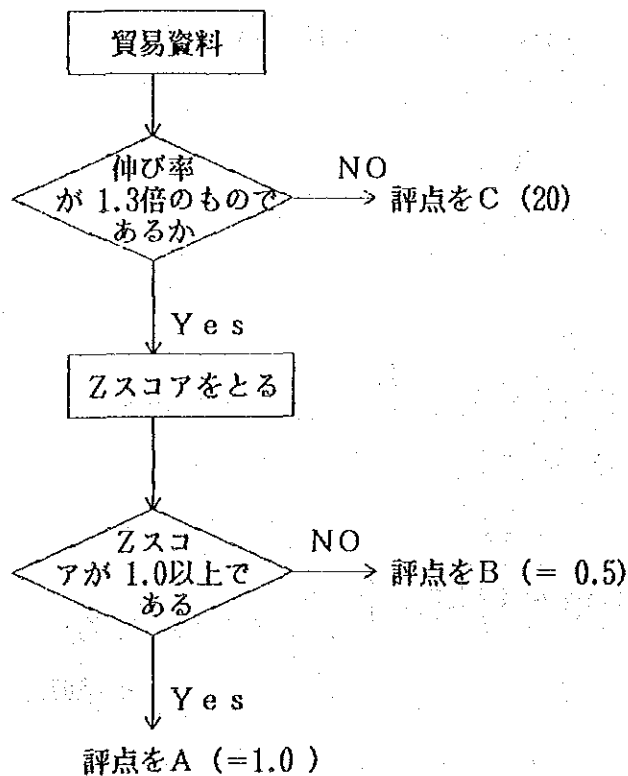
標準偏差 (δ) 1

③ ASEAN型 (NIES型も同じ手法)



④ 国際市場 (日本)

: 米国も同様に行う



(5) 青島市の先進技術企業

番号	企業名称	製品名称	職員人数	確認した技術面
1	青路ビニール異型材株式会社	ビニール異型材	155	高級ビニール鋼戸窓 生産設備と技術
2	青島星華糧谷油脂食品株式会社	等級小麦粉	14	製粉技術工程と設備
3	青島華瑞株式会社	鋼製口蓋	37	鋼製口蓋のスタンピング 生産技術工程
4	青島万度力連合公司	船舶修理業務	12	非鉄金属溶接及び 扨合技術工程

(6) 青島市主要輸出企業の一覧

	企業名称	製品名称	輸出比率
1	青島華林胶合板有限公司	合板	70%以上
2	青島華東葡萄酒有限公司	ブドウ酒	70%以上
3	青島青北水産有限公司	海産物	70%以上
4	青島華美机锈有限公司	ししゅう	85%輸出
5	青島日清国際食品開発有限公司	アンコ	70%以上
6	青島崎美図像有限公司	ホログラフ玩具	70%
7	青島广瀬塑料制品有限公司	プラスチックベントウバコ	100%
8	青島青墨海産有限公司	海産物	70%以上
9	青島雅宝表厂有限公司	腕トケイ	50%以上
10	青島富丽实业有限公司	クォーツ	50%以上
11	青島联発塑料制品有限公司	プラスチック	50%以上
12	青島啤酒第二有限公司	ビール	50%以上
13	青島青环硅片制造有限公司	IC	50%以上
14	青島華興股份有限公司	ニット	70%以上

(7) 青島市の技術合作希望業種 (127)

- | | | | |
|-----------------------|----------------------|-----------------------------|------------------|
| 1. 計量器 | 2. プラスチック装飾板 | 65. ファクシミリ | 66. 家庭用エアコン |
| 3. 高級防盜ロック | 4. 家具金具 | 67. 電気コントロール器 | 68. 電子レンジ用ワット |
| 5. 皮靴材料 | 6. 合成繊維 | 69. カラーテレビモニター | 70. 通信設備 |
| 7. 使い捨てアルミ皿 | 8. プラスチック製袋止め | 71. 大画面・カラーテレビ液晶ブラウン管 | |
| 9. 男女児童皮靴 | 10. 純羊毛絨毯 | 72. ビデオ | 73. ビデオモーター |
| 11. 児童皮靴・運動靴 | 12. ABS旅行用トランク | 74. 高圧セラミックス・コンデンサー | 75. 電話及び時計加工用IC |
| 13. 金銀アクセサリ | 14. 金属家具 | 76. 乾燥野菜 | 77. 毛皮加工 |
| 15. 豪華革スリッパ | 16. 木材加工機械 | 78. 野菜ジュース | 79. 果物加工 |
| 17. テフロン板 | 18. 水性ボールペン | 80. 兎肉の加工と養殖 | 81. ジュース加工 |
| 19. 時計と玩具 | 20. みそ | 82. 絹織物 | 83. 絹織物の染色 |
| 21. 繊維用ファイバー | 22. ティッシュ | 84. 自転車 | 85. 自転車補助器 |
| 23. 高速ミシン針 | 24. ワイン | 86. メリヤス織物 | 87. 塩水角ハム |
| 25. カラーセロハン加味 | 26. ガムテープ | 88. 罐詰食品 | 89. ゴム靴 |
| 27. 安息香酸・安息香酸ナトリウム | | 90. 多孔コンクリート | 91. 小型タイヤ |
| 28. 塩化パラフィン | 29. 粉末塗料 | 92. 子午線タイヤ | 93. 銅・アルミ製品 |
| 30. 有機顔料とインク | 31. 硬脂アルコール | 94. 抗菌素 | 95. X線CT |
| 32. アルギン酸 | 33. 脂肪酸 | 96. 中級高級服 | 97. 絹刺繍級 |
| 34. 精油・エチレン工程 | 35. 偏ケイ酸ナトリウム | 98. 衣服及ジーンズ | 99. 紙製帽子 |
| 36. 土壌改良剤 | | 100. シュロ油 | 101. 葡萄濃縮汁・葡萄飲料 |
| 37. 脂肪酸・脂肪アルコール・脂肪アミン | | 102. 人造結晶体 | 103. プリントシート |
| 38. バッテリー | 39. ボイラー | 104. イオウ・リン | 105. 織物機 |
| 40. 潜水ポンプ | 41. 高圧・気流衝撃模削機 | 106. アクリル酸系建築塗料、各種塗料、防水材接着剤 | |
| 42. 高強度固定部品 | 43. 電磁調理器 | 107. 毛あしの長いぬいぐるみ、静電気植毛技術 | |
| 44. ロータリー式副生産機 | 45. トイレ衛生設備金具 | 108. 大麻紡績 | 109. 花崗岩標準板 |
| 46. ガス湯沸かし器 | 47. 車のエアコン | 110. 糸加毛絨毯・布地 | 111. 軽量日常用ガラス瓶 |
| 48. 事務所設備 | 49. 溶接剤 | 112. 肉食鶏加工 | 113. 化工エバルブとパイプ |
| 50. ベアリング用の鋼球 | 51. スライスシリンダー・ドリルビット | 114. 石灰製品 | 115. 落花生油と落花生ケーキ |
| 52. ドライビングシャフト | 53. 封止用樹脂 | 116. 鋳物 | 117. ビニール袋 |
| 54. スチーム流動機 | 56. トレーラー | 118. 工芸品 | 119. ウイスキー |
| 57. 超精密工程 | 58. 光ファイバー | 120. 服装・裁縫製品 | 121. ナイロン6デニール |
| 59. 炭素繊維 | 60. カフラ繊維 | 122. 長毛絨毯 | 123. 幅の広い織物 |
| 61. ミシン用糸 | 62. 精毛紡織 | 124. フリース・ドライ・カッパ | 125. 装飾ガラス |
| 63. 特殊けい素 | 64. 印刷機 | 126. ピアノ | 127. ステンレス食器 |

(8) 青島市の1984~1992年の発展産品

- | | | | |
|----|------------------|-----|------------------|
| 1 | 青島ビール | 51 | 表面活性剤 |
| 2 | 涇泉黒ビール | 52 | 添加しよくばい |
| 3 | 老山水飲料 | 53 | シール |
| 4 | 千白ブドー酒 | 54 | 自転車ベルト |
| 5 | 味噌 | 55 | くぎ |
| 6 | ビーナツ | 56 | 平織布 |
| 7 | インスタント食品 | 57 | 寝具 |
| 8 | 海産物 | 58 | ズボン |
| 9 | 腕時計 | 59 | 化繊、毛織物 |
| 10 | クォーツ時計 | 60 | 服装 |
| 11 | 加工紙 | 61 | 化繊ニット運動着 |
| 12 | 石けん | 62 | 幅広装飾品 |
| 13 | ミシン | 63 | 厚物 |
| 14 | 自転車 | 64 | 綿混紡ガラン |
| 15 | チューインガム | 65 | テترون繊維布 |
| 16 | 皮革・皮加工品・皮くつ・皮バッグ | 66 | ニット制品 |
| 17 | プラスチック製品 | 67 | テترون、カラーニット製品 |
| 18 | 高級ガラス製品 | 68 | 発電所バルブ |
| 19 | アルミ箔等アルミオイル | 69 | 鑄造機械 |
| 20 | ボタン・チャックフライパン等 | 70 | 中型ダンプカー |
| 21 | 家具 | 71 | 大型ダンプカー |
| 22 | 高級化粧品 | 72 | タービン |
| 23 | カラーテレビ | 73 | 車輪、トラクター |
| 24 | カラーブラウン管 | 74 | 食品包装機械 |
| 25 | テレビ | 75 | プラスチック |
| 26 | ステレオ | 76 | 製鋼 |
| 27 | VTR | 77 | 船舶 |
| 28 | 電子機器 | 78 | 各種金型 |
| 29 | OA設備 | 79 | NC工作機械 |
| 30 | 各種専用IC | 80 | 冷蔵庫 |
| 31 | デジタル・光ファイバー通信機器 | 81 | 冷蔵庫蒸発器 |
| 32 | 各種センサー部品 | 82 | コンデンサー、コンプレッサー |
| 33 | アダプター | 83 | マイクロ火力、磁気制御、チューブ |
| 34 | 電子医療機 | 84 | エアコン |
| 35 | 光学機、電子計量機器 | 85 | 掃除器 |
| 36 | カメラ | 86 | エアコン |
| 37 | 海水脱臭素 | 87 | ガラススチール |
| 38 | シリカゲル | 88 | カラーガラス |
| 39 | アルカリ | 89 | アスベスト |
| 40 | 石油加工品、ファインケミカル | 90 | 石ほく製品 |
| 41 | 染料 | 91 | コルク製品 |
| 42 | 塗料 | 92 | 大理石製品 |
| 43 | タイヤ | 93 | 花こう岩加工品 |
| 44 | ホース | 94 | セメント |
| 45 | 軟ゴム | 95 | ビールプラント |
| 46 | ゴム靴 | 96 | 印刷機 |
| 47 | ゴム手袋 | 97 | ベアリング |
| 48 | タイヤ | 98 | 皮革プラント |
| 49 | 農薬 | 99 | 真空乾燥野菜、缶詰食品 |
| 50 | ガム | 100 | 電灯、玩具 |

(9) 両国企業のアンケートによる合弁・合作可能性 (1/7)

業 種	関心ある日本企業		青島企業の合作意向	
	企業数	具 体 品 目	企業数	具 体 品 目
12 食 料 品				
121 畜 産 食 料 品	1	ハ ム	7	食用油、豚肉
122 水 産 食 料 品	10	缶詰、珍味、飼料、スノーケーキ	3	よう素、養殖えび
123 野菜・果物等缶詰	1	各種ジャム	1	
124 調 味 料			3	味の元、しょう油
125 砂 糖				
126 精 穀 ・ 製 粉			3	油、トウモロコシ粉
127 パ ン ・ 菓 子	7	落花生、バター、和洋菓子	5	落花生、ビスケット
128 動 植 物 油 脂	2	食用油脂	1	
129 その他の食料品	3	落花生製造加工	1	アイスクリーム製品
13 飲 料 ・ た ば こ				
131 飲 料	1	洋酒、ビール	2	ワイン、酒
135 飼 料 ・ 肥 料	1	魚粉、魚油製造	1	
14 織 維				
141 製 糸				
142 紡 績	2		5	綿糸、綿布
143 ネン糸・カサ高加工糸			1	
144 織 物			3	綿糸、綿布
145 メ リ ヤ ス	3	ニット、メリヤス品	1	
146 染 色 整 理	2		2	
147 網 ・ 綱				
148 レース・繊維雑品			1	
149 その他の繊維	2	ウエス加工	6	造花、ジュートン
15 衣 服				
151 外 衣	12	婦人服、紳士服	10	ジャケット、婦人服

(つづき)

(2/7)

業 種	関心ある日本企業		青島企業の合作意向	
	企業数	具 体 品 目	企業数	具 体 品 目
152 中 衣 ・ 下 着	3	パジャマ		
153 帽 子				
154 毛 皮 製 衣 服				
155 そ の 他 の 衣 服	2	服飾、雑貨、手袋	1	タオル
159 そ の 他 の 繊 維 製 品	4	衛生材料、寝装品、織物	3	刺しゅう品、軍手、麻袋
16 木 材 ・ 木 製 品				
161 製 材 ・ 木 製 品	7		2	家具、装飾材
162 造 作 材 ・ 合 板	2	木材、内装材		
163 木 製 容 器				
169 そ の 他 の 木 製 品			2	草利用工芸品
17 家 具 ・ 装 備 品				
171 家 具	10	金属家具、木製家具	2	
172 宗 教 用 具				
173 建 具			1	窓枠、床板
179 そ の 他 の 家 具 等	2	黒 板		
18 パルプ・紙・紙加工				
181 パ ル プ	1			
182 紙				
183 加 工 紙			1	
184 紙 製 品				
185 紙 製 容 器	1	段 ボ ー ル		
189 そ の 他 の パ ル プ 等	1	古 紙 回 収		
19 出 版 ・ 印 刷				
191 新 聞				
192 出 版				

業 種	関心ある日本企業		青島企業の合作意向	
	企業数	具 体 品 目	企業数	具 体 品 目
193 印 刷			2	
194 製 版				
195 製本・印刷物加工				
199 印刷業に伴うサービス				
20 化 学				
201 化 学 肥 料	1	肥料	2	磷 肥
202 無 機 化 学	1		8	ソーダ、塩酸、硫酸
203 有 機 化 学	2	アルミ酸とその誘導体	2	プラスチック樹脂、接着剤
204 化 学 繊 維	1			
205 油脂加工製品等	10	洗剤塗料、プラスチック着色、インキ	1	洗剤、石けん類
206 医 薬 品	10	動物用・天然物の分解・抽出	1	
209 その他の化学	7	農薬、化粧品、工業用化学薬品	2	化粧品、洗剤
21 石油・石炭製品				
211 石 油 精 製			1	
212 潤滑油・グリース				
213 コ ー ク ス				
214 煉 炭 ・ 豆 炭				
215 鋪 装 材 料				
219 その他の石油製品				
22 プラスチック製品	3	自動車ボデー	5	
221 プラスチック板・精管				
222 プラスチックフィルム・シート・床材			1	
223 工業用プラスチック製品製造				
224 発砲・強化プラスチック製品			2	
225 プラスチック成形材料製造			2	

(つづき)

(4/7)

業 種	関心ある日本企業		青島企業の合作意向	
	企業数	具 体 品 目	企業数	具 体 品 目
229 その他のプラスチック製品				
23 ゴ ム 製 品				
231 タイヤ・チューブ			2	
232 非・プラスチック製ハキ物			1	
233 ゴムベルト・ゴムホース				
239 その他のゴム製品	1		2	衛生ゴム医用手袋
24 な め し 皮 等				
241 な め し 皮			1	
242 工 業 用 皮 製 品				
243 皮製はき物用材料				
244 皮 製 は き も の			1	
245 皮 製 手 袋				
246 か ば ん				
247 袋 物				
248 毛 皮			1	
249 その他のなめし皮				
25 窯業・土石製品				
251 ガラス・同製品	2		1	ビールビン、板ガラス
252 セメント・同製品	8	コンクリート、PC板	1	
253 建設用粘土製品				
254 陶磁器・関連製品	4	モザイクタイル、陶人形	1	
255 耐 火 物				
256 炭素・黒鉛製品				
257 研磨材・同製品				
258 骨材・石工品等	1	石材加工販売	2	人工骨材、大理石加工

(つづき)

(5/7)

業 種	関心ある日本企業		青島企業の合作意向	
	企業数	具 体 品 目	企業数	具 体 品 目
259 その他の窯業等			2	石 綿
26 鉄 鋼				
261 高炉ニヨル製鉄				
262 高炉ニヨラナイ製鉄			1	フェロアロイ
263 製 鋼 ・ 圧 延			1	電気炉による製鋼
264 製鋼ヲコナナイ鋼材				
265 表 面 処 理 鋼 材	1	金属蒸着加工	2	針、亜鉛メッキ鋼線
266 鍛 鋼 ・ 鍛 工 品 等	2	精密铸造品	2	铸 鋼
267 銑 鉄 铸 物	5	電 設 資 材		
269 その他の鉄鋼業	4	鉄 鋼 加 工		
27 非 鉄 ・ 金 属				
271 非鉄・金属第1精錬				
272 非鉄・金属第2精錬				
273 非鉄金属合金圧延				
274 非 鉄 金 属 铸 物	1	鋼合金铸物铸造	1	銅アルミ铸物
275 電 線 ・ ケ ー プ ル	7		1	
279 その他の非鉄金属				
28 金 属				
281 プリキかん等				
282 洋食器・刃物等	3	ホローウェア	1	ヤ ス リ
283 暖 房 装 置 等				
284 建設用金属製品	2		4	製カン板金、金具
285 金属打抜・被覆等	4	粉末合金、金属工芸品、金属カ	1	アルミニウム日用品
286 粉 末 や 金 製 品				
287 金 属 線 製 品				

業 種	関心ある日本企業		青島企業の合作意向	
	企業数	具 体 品 目	企業数	具 体 品 目
288 ボルト・ナット・リベット等			1	
289 その他の金属製品			2	釣具、溶接棒
29 一般機械器具				
291 ボイラー・原動機	1	内燃機関部品	3	内燃機関、板金
292 農業用機械				
293 建設・鉱山機械			1	トラクター
294 金属加工機械			1	歯削剤
295 繊維機械			3	綿花整理機
296 特殊産業用機械	1	塗装装置及び機器部品	1	木工機械、印刷機
297 一般産業用機械	1	物流収納機器	3	クランク、水中ポンプ
298 事務・サービス用機械	3	家庭用編物用具、事務機、ミシ	1	
299 その他の機械・部品	22	包装用機械、金型、鍛造バルブ ロボット、ベアリング	4	プラスチック金型、ボール、 ベアリング、バルブ
30 電気機械器具				
301 発電用等機械器具	2		4	電位器、中小型モーター
302 民生用機械器具	5	エアコン、家電製品、カークーラー	2	ブラウン管、冷蔵庫
303 電気照明機械器具	3	照明器具		
304 通信機械器具	7	電話機、タイプライター、TV	1	ロッドアンテナ
305 電子計算機	1	OA機器		
306 電子応用装置	3	コンピューターソフト		
307 電気測量器	1	テスター	2	工業計量、電気メーカー
308 電子・通信用部品	10	コンピューター 末端部品、セラミック	4	コンデンサー、半導体素子
309 その他電気機械器具	1	磁石		
31 輸送用機械器具				
311 自動車・同付属品	8		2	
312 鉄道車両・同部品			1	

(つづき)

(7/7)

業 種	関心ある日本企業		青島企業の合作意向	
	企業数	具 体 品 目	企業数	具 体 品 目
313 自動車・同部分品	1	反射器、警音器	2	
314 船舶製造・修理等			3	造船、ジャケット
315 航空機・同付属品				
319 その他の輸送用機械	1	プラスチック成形加工	1	人 力 車
32 精密機械器具				
321 計量・測定器等			2	O ₂ 発生器
322 測定機械器具				
323 医療用機械器具等	3		1	X線装置、心電測器
324 理化学機械器具				
325 光学機械器具・レンズ	2	プラスチックレンズ		
326 眼 鏡	2			
329 時計・同部分品			1	
33 武 器				
331 銃				
34 その他の製造業				
341 貴 金 属 製 品				
342 楽 器 ・ レ コ ー ド				
343 運道競技等用具	7	スキー、子供乗物、玩具		
344 ペン等事務用品	3	毛筆、パンチ、鉛筆削器、文具	1	万 年 筆
345 装身具、装飾品等			1	ざぶとん、茶うけ
346 漆 器				
347				
348 他分類されない製造業			2	マッチ、タバコ
349 他分類されない製造業			5	油用ハケ、かさ

100 標準産業小分類別輸出入別輸送機関分担率

昭和53年12月現在

産業小分類	対象 事業所数	輸 入			輸 出			パイプ ライン	その他	その他
		船	鉄道	自動車	船	鉄道	自動車			
水産	16	0.9	7.9	91.2	40.5	2.5	57.0	-	-	-
食品	7	-	-	100.0	30.2	14.5	5.53	-	-	-
食料	7	8.26	1.3	10.9	4.56	10.2	4.42	-	-	-
調味料	13	6.16	1.2	1.66	1.3	19.5	7.62	0.8	0.1	-
製粉	12	8.52	-	1.48	5.3	0.3	9.44	-	-	-
菓子	5	39.3	19.2	4.15	1.2	24.0	7.48	-	-	-
菓子	6	4.37	3.0	5.34	9.6	3.29	6.75	-	-	-
肥料	57	5.78	3.0	26.5	3.2	7.7	8.70	1.7	0.3	-
肥料	24	69.2	0.2	2.78	2.19	1.25	6.34	2.1	-	-
肥料	7	4.2	37.7	5.81	-	24.9	7.51	-	-	-
肥料	5	-	-	5.97	-	-	10.00	-	-	-
肥料	3	6.46	-	3.54	-	-	10.00	-	-	-
肥料	3	-	-	10.00	-	-	-	-	-	-
木材	88	7.46	-	2.11	4.3	1.33	0.2	8.60	-	0.5
木材	54	8.84	1.0	10.6	8.6	1.0	9.03	-	0.1	-
木材	5	2.31	-	7.69	0.3	14.9	8.48	-	-	-
木材	11	1.93	2.9	7.78	1.2	1.00	8.89	-	-	-
木材	6	2.3	0.6	9.66	3.8	-	2.63	-	6.98	-
木材	3	4.34	1.8	4.47	1.90	7.05	10.5	-	-	-
木材	30	7.01	1.4	24.5	2.83	2.61	3.92	6.3	-	-
木材	34	7.20	2.9	10.1	1.84	2.08	1.97	3.99	1.2	-
木材	39	8.89	0.7	6.0	6.36	2.8	1.28	2.06	0.3	-
木材	140	3.74	2.4	4.3	3.78	4.6	2.68	3.05	0.4	-
木材	16	7.45	0.9	1.12	2.23	1.25	6.37	1.5	-	-
木材	13	2.52	2.3	7.16	1.3	9.1	8.97	-	-	-
木材	12	5.02	-	4.08	1.21	4.95	3.81	-	0.4	-
木材	18	1.54	2.0	14.7	4.02	14.5	4.53	-	-	-
木材	45	9.76	-	-	6.31	5.5	10.0	2.13	0.1	-
木材	6	9.99	-	-	9.3	24.9	34.5	3.14	-	-
木材	10	4.27	0.1	0.3	3.03	0.6	0.8	1.16	5.68	-
木材	3	10.4	5.7	8.39	20.4	0.8	7.88	-	-	-
木材	5	5.4	-	9.46	8.1	-	9.19	-	-	-
木材	16	6.55	6.2	2.82	1.40	1.28	7.26	-	0.6	-
木材	87	4.21	2.74	1.62	6.76	3.2	2.91	-	-	-
木材	26	10.9	0.8	2.24	4.66	6.4	4.42	-	2.8	-
木材	3	5.45	2.50	20.5	1.85	8.15	-	-	-	-
木材	6	9.26	0.5	6.8	3.35	0.2	6.63	-	-	-

産業小分類	対象 事業所数	輸 入			輸 出			パイプ ライン	その他	その他
		船	鉄道	自動車	船	鉄道	自動車			
その他の窯業土石	26	4.61	1.78	17.6	4.9	1.36	5.86	0.3	1.69	24.2
窯業	21	9.79	1.1	0.8	0.2	-	7.45	1.5	2.28	0.1
窯業	12	6.96	0.9	2.90	0.2	0.3	5.79	9.4	3.20	0.7
窯業	26	6.33	1.0	3.54	0.2	-	6.56	1.5	3.20	0.9
窯業	50	9.29	-	7.0	0.1	-	7.02	0.8	2.90	-
窯業	6	9.35	-	6.5	-	-	5.37	1.5	4.48	-
窯業	7	1.21	4.5	8.74	-	-	1.4	1.0	9.75	-
窯業	5	6.3	5.62	3.74	-	-	8.08	1.8	1.74	-
窯業	35	4.98	-	3.86	-	1.16	10.3	1.24	7.73	-
窯業	26	9.51	1.4	3.5	-	-	7.51	6.6	1.12	1.4
窯業	7	5.82	10.8	3.11	-	-	1.24	4.1	8.35	-
窯業	8	2.82	2.0	5.35	-	1.63	2.09	1.8	3.73	-
窯業	3	7.87	-	20.3	1.0	-	9.1	4.94	3.27	8.7
窯業	4.7	2.11	0.4	7.84	-	-	1.77	0.8	8.14	-
窯業	8	3.61	-	6.39	-	-	2.66	-	6.04	1.30
窯業	5	3.32	-	6.58	-	-	2.8	10.7	8.66	-
窯業	4	-	-	10.00	-	-	-	-	10.00	-
窯業	8	5.38	30.1	1.61	-	-	7.04	-	2.95	0.1
窯業	3	6.57	-	3.43	-	-	8.41	-	1.59	-
窯業	9	20.3	2.63	5.34	-	-	28.1	3.5	6.37	4.6
窯業	4.6	30.0	4.9	6.48	-	0.3	4.46	0.4	5.32	1.8
窯業	4	-	-	10.00	-	-	-	-	10.00	-
窯業	1.1	5.0	5.7	8.92	-	-	2.33	8.5	6.81	0.1
窯業	1.9	1.33	2.3	8.44	-	-	7.20	0.2	1.99	7.9
窯業	1.12	6.38	-	3.61	-	-	9.61	-	3.3	0.6
窯業	3	9.56	-	2.3	-	-	7.5	-	9.00	2.4
窯業	3	-	-	10.00	-	-	0.4	-	9.96	-
窯業	1.2	-	0.7	9.85	-	-	0.8	0.2	2.5	9.73
窯業	7.4	4.64	-	0.5	5.28	0.2	10.3	0.1	5.7	5.00
窯業	3.1	6.95	-	20.6	9.9	-	3.3	0.3	1.35	7.07
窯業	1.574	7.58	2.5	6.2	1.26	2.8	5.40	4.6	2.08	1.65

資料：運輸省港務局「臨海工業状況調査」(昭和54年)

参考資料9 雇用に関する関連法律・制度の整理

① 「青島市外商投資企業労働管理暫定細則（案）」

第一条 本市の中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業（以下外資投資企業と略す）の労働管理を強化し、企業と従業員の合法的權益を保障する為、“國務院外資投資を奨励に関する規定”、元労働人事部の“外資投資企業の雇用自主権、従業員賃金、保険福利費用の関する規定”、“國務院弁公庁、労働部及び人事部の外資投資企業雇用自主権の意見に関する通知”に基づき、本市の情況と合わせ、特に本細則を制定する。

第二条 外資投資企業の労働計画は企業の役員会が決定し、企業主管部門と労働部門に報告する。（市内五区は市労働部門に報告し、各県、膠州市、黄島区、經濟技術開發区は企業所在地の労働部門に報告する）

第三条 外資投資企業が必要な従業員は本市の都市非就業者の中から募集するか、或いは、在職従業員を招聘、借上げる。または本市の農業人口の中から募集しても良い。企業が特別な特殊技能の労働者で、本市で解決出来ないものは、市労働部門の同意を得て、外地で募集、招聘もできる。

公開募集する人員は、年齢は満12才以上である事。農業人口から募集した人員は戸籍、食料関係を変更せず、自由価格の食料、油等の供給による差額は企業が負担し、コストに繰り入れる。

第四条 外資投資企業は労働部門の協力、指導の下に、公開で従業員を募集、招聘し、試験を経て有能な者を採用し、その募集、招聘の手続きは労働部門が行う。借上げられた人員は、借上げた企業と元の企業で協議し、協議書に調印する。

第五条 外資投資企業が本市の在職従業員の中から技術労働者を招聘する時は、元の組織は積極的に協力し、移動を認め、主管部門の通知を受けてから15日以内に転勤手続きを行う。元の組織で出費し訓練を行い、訓練費の回収を要求する場合は、外資投資企業と協議し、小額の訓練費を徴収できる。不合理な費用徴収、住宅の返却などの手段で制限をしてはならない。元の組織が転勤に不同意の時は、企業主管部門と協議し、転勤を阻む理由の無い時は、招聘された従業員は辞職願いを提出し、企業主管部門が転勤手続きを行う。必要な時は労働部門が直接手続きを行い、辞職後その労働年数は連続して計算する。元の組織と招聘された従業員は協議を行い、引続き職籍留保も出来、双方は協議書を作成し、企業主管部門と労働部門に報告する。

第六条 中国側企業が外資との共同経営に当り従業員が必要なときは、先ず本企業の中から選抜する。選抜した者の名簿は本企業の主管部門に報告する。選抜されてない従業員は元の企業が責任を持って手配する。元の企業の全員が外資と共同経営の際、剰余従業員は企業主管部門が別途手配する。

第七条 外資投資企業が招聘する従業員の試用期間は、一般に3～6ヶ月とする。試用期間終了後不合格なものは、試用期間を延長するか、解雇する。

外資投資企業は従業員に対し技術、業務訓練を行う。訓練期間は企業が決定し、訓練費用は企業が負担する。

第八条 外資投資者は投資企業の中で、中国に在住する条件に合致した親族、子女に就職を手配出来る。その親族、子女が農業戸籍の時は、市人民政府の許可を経て、都市戸籍に移せる。親族、子女の就職手配の人数は外資の投資額により決定する。

市内五区で10万ドル以上30万ドル以下は、2人を越えない。

30万ドル以上50万ドル以下は、4人を越えない。

50万ドル以上は、5人を越えない。

経済技術開発区と本市のその他の地区では投資額5万ドル毎に1人とし、最大7人を越えない。

第九条 外資投資企業の従業員は全て労働契約制を採用する。

企業は我が国政府の関連規定、政策、細則に基づき、労働組合の参加を求め、平等に協議し、従業員と労働契約を締結する。労働契約には従業員の試用期間、訓練期間、生産と作業、任務、作業時間、休暇、労働報酬、保険福利、労働保護、労働規律、及び労働契約の有効期限、契約の変更、解除の条件、契約違反の責任、及び双方の履行すべきその他の権利と義務に対し明確に規定する。労働契約は一式三部とし、甲乙双方が一部所有し、企業主管部門に一部報告する。労働契約調印後、直ちに法律の保護を受け、双方はこれを厳守する。一方が契約内容の変更を要求する時は、双方の協議同意を必要とする。変更後の労働契約は企業主管部門に報告する。

労働契約は満期で終了する。生産の必要により、双方が同意したときは契約を延長できる。

第十条 外資投資企業の従業員は、国营企業の労働契約制労働者と同様に、“労働手帳” “労働保険手帳”、“失業従業員保険手帳”制度を実行する。企業の性質は手帳の注

記の中に明記する。手帳に関する具体的発行、使用、移譲、保存等は、青島市国営企業従業員の関連規定により行う。手帳の中に従業員の賃金について触れている場合は、実際の賃金で計算する。

第十一条 外資投資企業は下記状況に当る従業員の労働契約を解除することができる。

- 1) 従業員が試用、或いは訓練を経た後、不合格であるもの、
- 2) 従業員が病気、或いは公傷で、医療期間終了後、本来の作業に従事できないもの、
- 3) 従業員が労働規律に重大に違反し、或いは労働契約に違反したとき
- 4) 企業の生産、技術条件に変化がおき、剰余従業員が発生したとき、
- 5) “中華人民共和国中外合資経営企業法实施条例”第 102条の規定により、企業が解散するとき

契約終了後継続契約しない従業員、本条 2)、4)、5) の規定により契約解除された従業員に対しては、“青島市「国営企業労働契約制度実行に関する暫定規定」の実施細則”の関連規定に基づき、生活補助費、医療補助費を支給する。

除名、労働改造、刑事判決を受けたもの、自己退職したもの、労働契約を自己解除したのものには生活補助費、医療補助費を支給しない。

第十二条 外資投資企業は下記状況の従業員の労働契約を解除することは出来ない。

- 1) 労働契約が終了せず、また第十一条の規定に合致しないもの
- 2) 公傷、職業病の治療、療養期間、或いは医療終了後、労働鑑定委員会が一部の労働能力を失ったと確認したもの
- 3) 病気と非公傷による医療期間が一年未満のもの
- 4) 女性従業員が妊娠中、産後休暇中のもの
- 5) 我が国の規定の条件に合致するもの

第十三条 外資投資企業従業員が労働契約期間中に労働契約の解除を要求し、“青島市「国営企業労働契約制度実行に関する暫定規定」の実施細則”第十六条の規定に合致するものは、企業は同意を与え、並びに企業主管部門と労働部門に報告する。その中で第十六条の一)、二)、四) の労働契約の解除に属するものには本人の労働契約解除前の平均実質賃金の三ヶ月分に相当する補償費を支払う。従業員個人の理由に属するものには補償費は支払わない。企業が資金を出し訓練を行ったものは、労働契約の規定に基づき、企業に一定の訓練費を返還する。許可を得ないで勝手に離職したものには、労働部門はその離職

前に納めた退職養老金を抹消する以外に、企業は労働契約の既定に基づき経済的損失と訓練費用の返還を要求できる。

第十四条 外資投資企業と従業員の任意の一方が労働契約を解除する時は、一ヶ月前に相手方に通知し、労働契約解除の手続きを行う。

契約終了後継続契約しないものと、各種理由により労働契約を解除された従業員に対して、企業は労働契約解除の日付、理由などの状況を本人の“労働手帳”に記入し、“労働契約解除報告書”を作成し、五日以内に企業主管部門と本人の戸籍所在地の県（市、区）の労働服务公司、労働保険部門、及び食料部門に報告する。

他企業から選抜され、或いは公開招聘された固定従業員で、元の組織の主管部門に選抜人員名簿と職業留保協議書のあるもの、及び借上げ、転動されていたもので、除名、自己退職、労働改造、刑事判決を受けたもの以外は元の組織、或いは企業の主管部門がその手配を引き受ける。

元の組織に職業留保協議書のないものは、自ら受け入れ組織を探し、外資投資企業は転動手続きを行う。外資投資企業の規定した時間内に、本人が受け入れ組織を見付けられなかったもの、元來在職の都市労働契約制労働者、及び公開募集した労働契約制労働者は、契約解除50日以内に、本人が“労働手帳”を持参し、戸籍所在地の県（市、区）の労働服务公司で労働待機登記をする。労働市場を通じ職業を選択したり、自営業を行っても良い。農村から募集した農民契約制労働者は戸籍を農村に戻し、当地の郷鎮政府はこれを受け入れる。

第十五条 外資投資企業は賞罰制度を制定する権利を有する。企業の規定、制度を模範的に実行し、生産において優秀な成績を上げた従業員を表彰、或いは奨励金を支給し、企業の規定、制度、労働規律に違反し、損害をもたらした従業員に対してはその状況によって、批判、教育、或いは様々な行政処分、乃至除名を行う。

従業員を処分する時は、労働組合の意見を求め、従業員本人の弁明を聞き、総経理、副総経理が決定する。

従業員の除名は企業主管部門、市労働部門、本人の戸籍所在地の県（市、区）の労働部門に報告する。

第十六条 外資投資企業の賃金水準、賃金形式、奨励金、手当等々の制度は企業役員会が決定する。

外資投資企業従業員の実質賃金水準は、本市同業種の条件の相似した国営企業従業員の平均実質賃金の120%を下回らず、企業の経済性により賃金を調整する。

外資投資企業の正副総経理、正副総工程師、正副総会計士、正副総経済士等の高級管理人員の賃金待遇は役員会が決定する。中国側高級管理人員の本人実質賃金はわが国政府の関連規定により決定し、所得の余剰部分は中国側帳簿に繰入れ、中国側従業員の住宅の建築、購入費用に用いる。

外資投資企業の賃金水準と高級管理人員の実質賃金、及びその後調整した賃金は労働部門に送り審査を受ける。

外資投資企業の内、元来固定従業員に属するものは、その本来の賃金等級は保留し、又、国家规定に基づき調整し、書類上の賃金として外資投資企業を離職した後再度実行する。

第十七条 外資投資企業の中国側従業員の退職養老金は、企業は中国側従業員の実質賃金総額の18%を納め、所得税納付前支出とする。従業員は本人実質所得の3%を納める。退職養老金の徴収、貯蓄、管理、支払い方法と従業員退職後の待遇などは、“青島市「国営企業労働契約制度実行に関する暫定規定」の実施細則”の関連規定により実行する。その中で、元来固定従業員に属するものは、その退職後の待遇は、本人の基準賃金の基礎の上に、外資投資企業に置ける作業年数により、満一年毎に基準賃金の5%を加えたものを基数とし（最高で30%を越えない）、さらに国営企業の固定従業員の現行規定により、退職費と国家规定によるその他の補助などの待遇を与える。

第十八条 外資投資企業の中国側従業員の失業保険救済金は、企業は中国側の全従業員の月間実質賃金総額の1%を企業所在地の県（市、区）の労働服务公司に納め、税引き前支出とする。失業保険救済金の徴収、貯蓄、管理、支払い方法と就職待機従業員の享受する失業保険の条件、範囲、待遇などは“青島市「国営企業従業員失業保険に関する暫定規定」の実施細則”の関連規定により実行する。

第十九条 外資投資企業の中国側の在職期間のその他の保険福利待遇は、我市の国営企業の固定従業員に関連規定により行う。必要な費用は企業のコストの中から支出する。税引き後の利潤の中から支出する従業員の奨励基金と福利基金は、従業員に対する奨励金、医療、団体福利のみに用い、流用してはならない。

外資投資企業の従業員の住宅手当ては、当面は毎月中国側従業員の実質賃金の総額の25%を積み立て、中国側帳簿に繰入れ、中国側従業員の住宅建築、購入の費用に用いる。

第二十条 外資投資企業はわが国が規定する現行の労働時間制度を実行する。生産、作業に必要により超過勤務が必要なときは、従業員の健康を損なわないことを前提とし、超過勤務手当を支払う。

外資投資企業の従業員はわが国政府の規定する公休日、祭日、肉親訪問、結婚、死亡等の休暇、及び労働契約の規定するその他の権益を享受する。

第二十一条 外資投資企業はわが国政府の安全生産、労働保護、環境保護、及び女性従業員の特種保護などの法律、法規を実行し、専門人員が労働保護と安全生産の任務を管理する。企業従業員の死亡、重大な職業中毒、職業病などの傷外、事故が発生したときは、速やかに企業主管部門と労働部門に報告し、並びにその事故に対する監査と処理を受ける。

第二十二条 外資投資企業は“中華人民共和国統計法”と市政府の関連規定に基づき、定期的に労働部門に労働賃金、傷害、死亡事故などの統計報告を行う。

第二十三条 外資投資企業と従業員に労働争議が発生したときは、争議の双方、或いは企業と企業労働組合が協議し解決する。解決できないときは企業主管部門が調停し、調停が不調に終わったときは県（市、区）の労働部門が仲裁する。任意の一方は仲裁に不服な時、人民裁判所に提訴できる。

第二十四条 外国籍従業員と華僑及び香港、マカオ、台湾籍の従業員の雇用、解雇、報酬、保険福利などの事項は役員会が決定し、企業と本人が雇用労働契約に調印する。雇用労働契約は労働部門に報告する。

第二十五条 本法は華僑、香港、マカオ、台湾人が本市に投資した企業に適用する。

第二十六条 市、県、区の人民政府の労働部門は管轄地域の外資投資企業の労働管理の指導、援助、監督に責任を持つ。

第二十七条 本細則は青島市労働局が解釈に責任を持つ。

第二十八条 本細則は公布の日より施行する。上級機関が新しい規定を作成したときは上級機関の規定による。

② 「山東省経済技術開発区労働管理暫定規定」

山東省経済技術開発区

労働管理暫定規定

第一条 中華人民共和国の関連法律、法規に基づき、本暫定規定を制定する。

第二条 外国人、華僑、台湾人、香港人、マカオ人、及び公司、企業、経済組織が開発区で投資し、企業を設立する際の労働計画は、企業の役員会が決定し、市労働局へ報告する。

第三条 開発区企業は、従業員を雇用する際に、労働契約制を実行する。契約の内容は、雇用、解雇、辞職、雇用時期、生産と作業任務、労働賃金、奨励と処罰、作業時間と休暇、労働保険と福利厚生、労働保護と労働規律、及び双方協議決定したその他の権利と義務を含む。

労働契約は、企業と、企業の労働組合、或いは従業員本人と調印し、市労働局が審査批准後、発効する。

第四条 開発区に、労働服务公司を設立し、従業員の募集と訓練に協力し、従業員の就職を補助する。企業と従業員の、労働契約の締結を指導し、従業員の社会労働保険基金を統一的に管理する。

第五条 企業が従業員を雇用する際、開発区労働服务公司が、募集雇用を代行するか、市労働局の同意を得て、企業が自ら募集雇用する。

新従業員の試用期間は、3ヶ月乃至6ヶ月である。試用合格者は、労働服务公司を通し、正規の雇用手続きを行う。

第六条 従業員は、満16才以上で、在校生で無い事

第七条 企業は、従業員に賃金を支払う。

賃金水準は、業種別、作業別に労働契約に規定し、従業員の技術熟練程度、企業の利益状況に基づき、毎年増加する。増加幅は、企業と労働組合が協議し決定する。

従業員の賃金形式、奨励金、補助金等は、企業が決定し、市労働局へ報告する。

第八条 企業と従業員は、毎月、開発区労働服务公司に、社会労働保険基金を納める。企業は、中国人従業員の賃金総額の25%を納め、従業員は、契約期間中、本人月給の2%

を納める。当月の社会労働保険基金は、翌月5日以前に納め、一日遅れる毎に、1%の滞納金を納める。

社会労働保険基金は、従業員の退職金、退職後の医療費用、葬式代、救済金、解雇失業期間の生活補助金に用いる。

第九条 従業員は、労働組合を組織し、労働組合の活動を行い、従業員の合法的権利を擁護する権利を持つ。企業は、労働組合の作業を支持し、関連規定により労働組合経費を支払う。労働組合は、企業の正当的な経営活動を支持し、従業員が労働規律を守る事を教育する。

第十条 従業員の労働時間は、毎週6日を上回らず、毎日8時間を上回らない。作業の必要により、超過勤務する時は、事前に労働組合の同意を得、超過勤務手当てを支払う。

第十一条 企業の従業員は、わが国政府の規定する公休日、祭日、休憩制度、及び労働契約に規定するその他の権益を享受する。

第十二条 企業は、中華人民共和国、及び山東省の労働保護、環境保護に関する規定を厳守し、安全生産を実行する。経済技術開発区管理委員会と労働組合は、監督、検査の権限を持つ。

第十三条 企業は、中華人民共和国、及び、山東省の婦人労働者利益の保護に関する規定に基づき、婦人労働者に対し、特殊労働保護と保健を実施する。

第十四条 従業員が公傷、職業病で治療し療養する期間、或いは病気、非公傷で入院治療する期間、及び婦人労働者の妊娠6月以上、出産休暇期間中は、企業はその従業員を解雇できない。

第十五条 企業は、契約規定と企業経営の必要性に基づき、従業員を管理する。企業の規則に違反した従業員に対しては、違反の程度により、必要な処分を行う。従業員の処分を行う際には、労働組合の意見と、従業員本人の申し立てを聞き、正副総経理が処分を決定する。従業員を解雇する際は、企業主管部門と市の労働局に報告する。

第十六条 従業員は、辞職する一ヶ月前に企業へ通知し、開発区労働服务公司へ報告する。辞職する従業員の訓練費用を企業が支払い、訓練期間終了後の作業期間が、契約に規定する期間に達しないときは、その従業員は、一定の訓練費用を、企業に返済する。

第十七条 契約期間内に、生産、技術条件の変化により、従業員が過剰になり、企業内で他の職種に配置転換出来ない時は、労働組合の同意を得て、一ヶ月前に開発区労働服務

会社に報告し、従業員を解雇できる。

企業は、解雇する従業員に対し、作業期間に合わせ、一定の解雇補償金を支払う。

作業丸一年に対し、一ヶ月の本人賃金とし、10年以上の者は、第11年目から丸一年に対し、一ヶ月半の本人賃金とする。一年未満の者は一ヶ月の賃金とする。試用期間内は、0.5ヶ月の賃金とする。

企業経営が原因で解雇した従業員には、解雇補償金の外に、3～6ヶ月の本人賃金を別途支払う。

契約期限満了後、契約を継続しない従業員に対して、企業は、1～3ヶ月の本人賃金を支払う。

第十八条 企業と従業員間に労働紛争が起きた時は、企業と労働組合で協議し解決する。解決不可能な時は、争議の一方、或いは、双方が市の労働局に仲裁を申請し、一方が仲裁に不服な時は、市の人民裁判所に提訴できる。

第十九条 外国人従業員、香港人、マカオ人の雇用、賃金、賞罰、福利厚生、社会保険、解雇等は、企業の役員会が決定し、雇用契約の中に規定する。契約書の副本は市労働局へ報告する。

第二十条 本暫定規定は、公布日より施行する。

③ 三資企業の雇用契約（モデル契約例）青島市外資企業労働契約（見本）

〇〇公司（甲と称す）と、〇〇市（県）〇〇区（郷、鎮）〇〇路（街、村）〇〇号、住民身分証番号：〇〇〇〇号（乙と称す）は、“中華人民共和国中外合資経営企業労働管理規定”と、関連法律、法規、及び“青島市外国投資企業労働管理暫定施行法”に基づき、双方協議の上、本労働契約の調印に同意する。

1. 甲は、19××年××月××日より、乙を雇用し、（都市／農民）契約従業員とし、××作業に従事する。契約期間は、××年××月とし、××月間の試用期間を含み、訓練（学習）期間は、××年××月とし、19××年××月××日に契約が完了する。

2. 乙は本契約発効の日より、甲の正式従業員となり、甲は、“暫定施行法”の規定に基づき、各種形式を以て、乙に対し、技術（業務）訓練を行い、乙に対し、安全、衛生の要求に合致した、労働（作業）条件を提供する。

乙は、生産（作業）中、甲の支持に従い、甲の各種規定、制度、労働規律を厳守し、積極的に、技術（業務）、知識の学習に参加し、甲の規定した数量、品質指標に添って、生産（作業）任務の完成を保証する。

3. 甲は、“暫定施行法”の規定に基づき、乙の労働報酬、労働保険、労働保護、福祉、奨励金、各種補助金等の待遇を保証する。甲は、乙の、退職年金保険基金、失業保険基金を納め、乙の住宅購入、建築補助費を積み立てる。乙が納める退職年金保険基金は、甲が代行し、納める。

4. 甲、乙双方が、労働契約を解除、又は継続する時は、“暫定施行法”による。

5. 本契約発効後、甲、乙双方は、これを厳守する。

一方が、本契約満期前に、契約を解除する時は、一ヶ月前に、相手に通知する。

契約履行期間中に、一方が契約に違反し、争議が起き、双方の協議が無効に終わった時は、甲の主管部門が調停する。任意の一方は、調停決裂日より起算して十五日以内に、甲所在地の区、県の労働争議仲裁委員会に提訴する権利を持つ。仲裁を不服とするものは、裁決日より起算して十五日以内に、当地人民裁判所に提訴出来る。

6. 甲、乙双方が厳守するその他の事項は、付属書に述べる。

7. 本契約は、一式三部作成し、甲、乙双方が、各一部保有し、企業主管部門が一部保有する。

8. 本契約は、19××年××月××日に発効し、法律の保護を受ける。

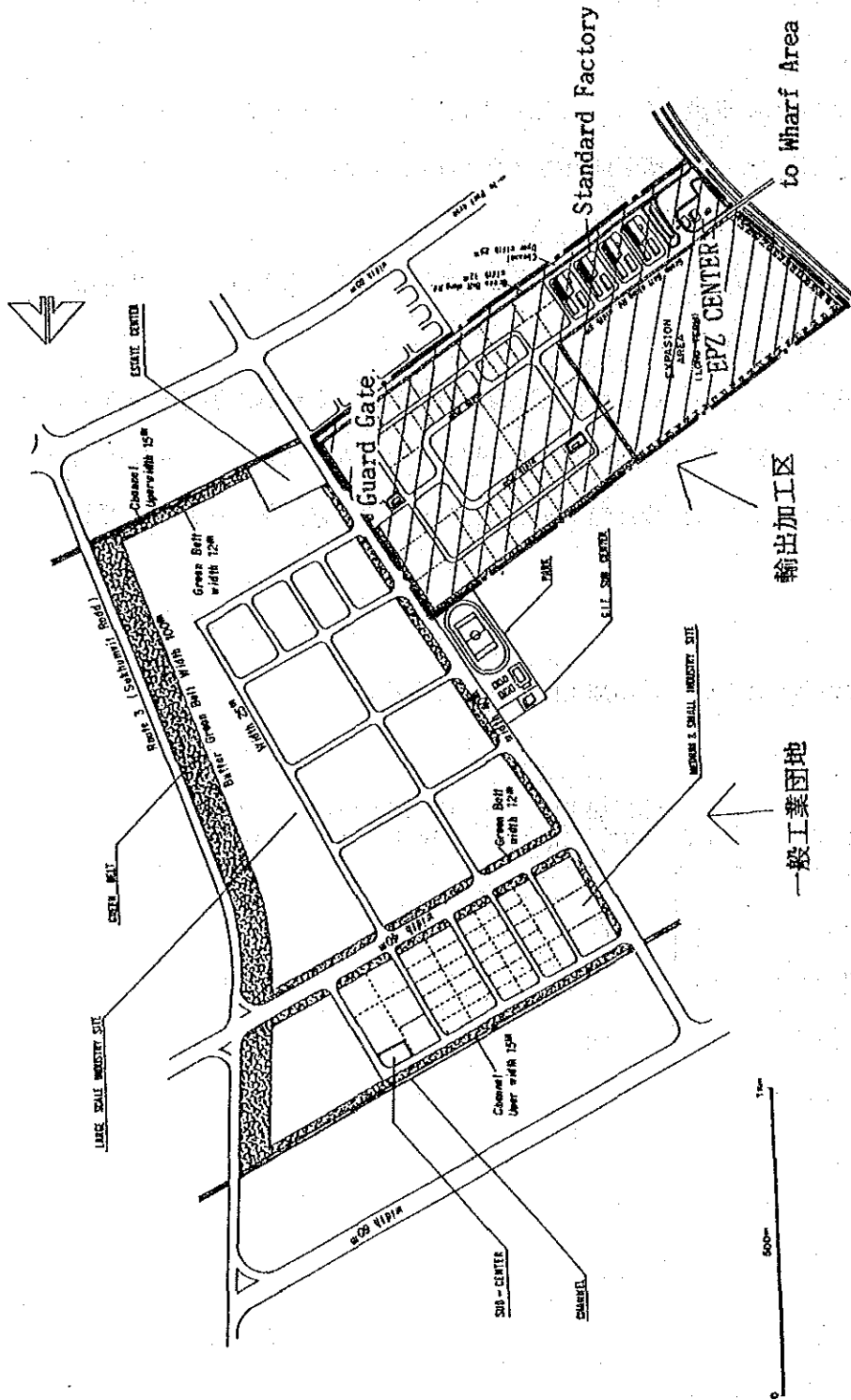
資料 事例にみる輸出加工区の土地利用

諸外国の輸出加工区をみると次の4点が特徴である。

- ① 輸出加工区の面積規模は20ha程度のもの（台湾台中輸出加工区、タイ国ラトクラバン輸出加工区）から100ha以上のもの（タイ国ラムチャバン輸出加工区）まで様々である。
- ② 一般の工業団地内に併設されている場合と輸出加工区のみが設けられているケースがある。多くは一般工業団地内に併設されているが、台湾、フィリピンでは輸出加工区単独のものが多い。
- ③ 輸出加工区は保税、保安のため外周をフェンス等で囲み、出入口は1～2ヵ所に限定されている場合が多い。
- ④ 一般工業団地と併設されている場合、独自の管理施設、共通施設等を輸出加工区内に設けずに、一般工業団地内の施設と共用しているケースが、小規模な輸出加工区にみられる。但し大規模な輸出加工区では独自の施設を加工区内に確保している。

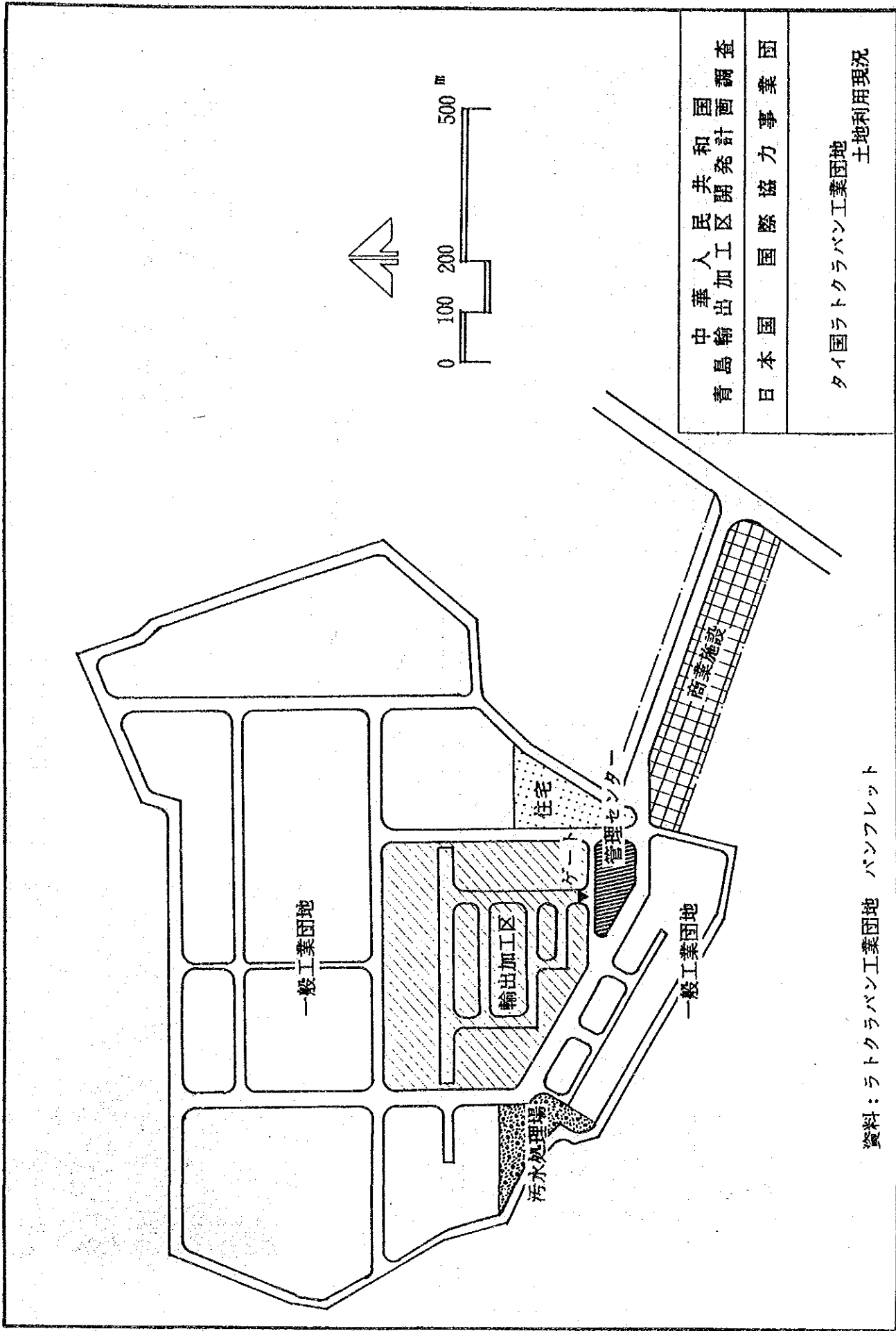
下表は諸外国の事例における輸出加工区の規模である。

輸出加工区の名称	輸出加工区 の面積 (ha)	一般工業団地 の面積 (ha)	総面積 (ha)
① タイ国ラトクラバン	22	139	161
② タイ国ラムチャバン	112	336	448
③ 台湾、楠梓	90	—	90



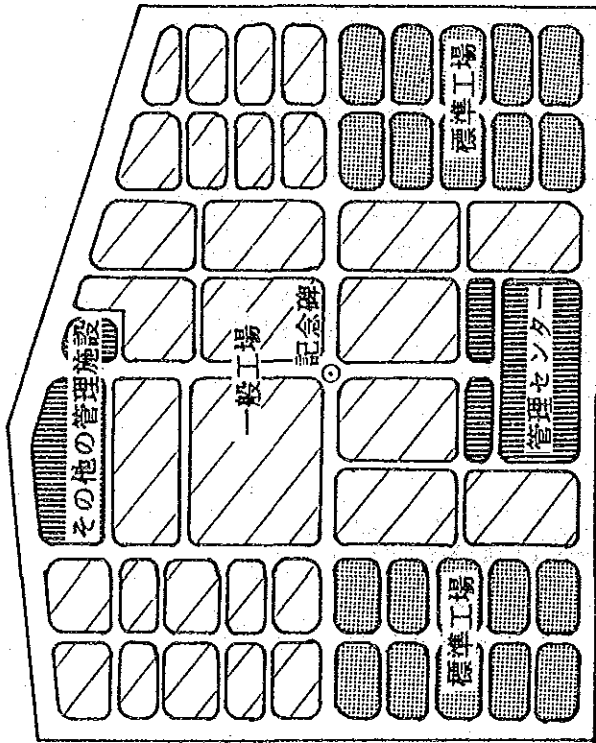
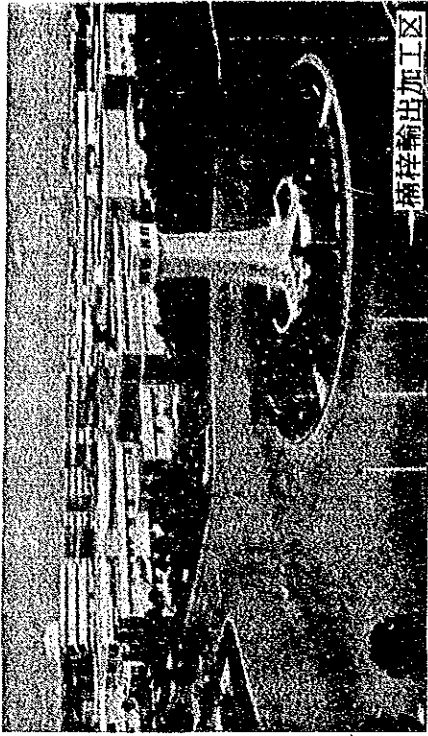
中華人民共和國
青島輸出加工区開發計畫圖
日本 國際協力事業團
タイラムチャパン工業団地
土地利用計画

資料：ラムチャパン臨海部開發計畫圖調查，JICA

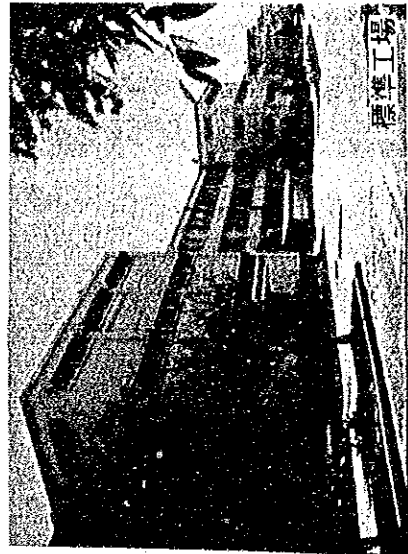
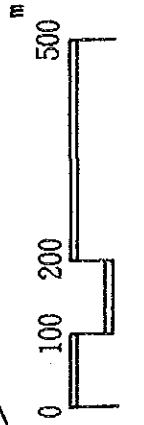


青島輸出加工区	中華人民共和国
日本国	国際協力事業団
タイラクトランバン工業団地	
土地利用現況	

資料：ラクトランバン工業団地 バンフレット



ゲート

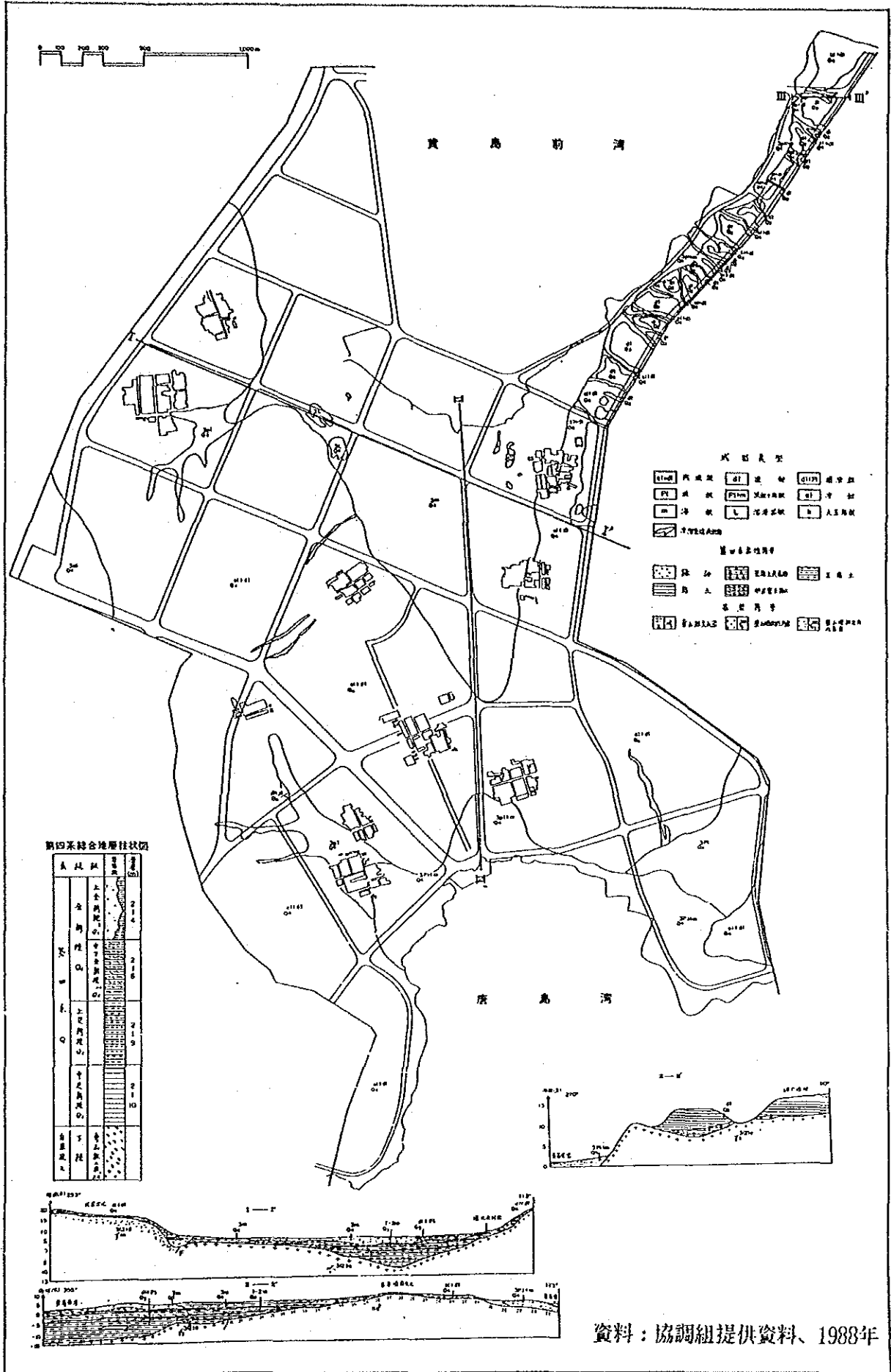


資料：桶梓輸出加工区 パンフレット

中華人民共和國
青島輸出加工区開発計画調査
日本国 国際協力事業団

台湾桶梓輸出加工区の土地利用現況

参考資料11 青島經濟技術開發區的地質概況



JICA